

# 喜多方市あきない人材育成事業補助金交付に関する要綱

## (趣旨)

第1条 喜多方市は、市内の中小企業者の経営力等の向上や強化及び人材育成等を支援するため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。（以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する企業者のうち、製造業を除く者をいう。
- (2) 組合団体等とは、商工振興会、商店街振興組合、商店会、その連合体をいう。
- (3) 人材育成事業（研修会等の実施）とは、中小企業者が自己の事業に係る経営力等の向上、強化等を図るため、講演会や研修会を実施する事業をいう。
- (4) 人材育成研修（研修会への参加）とは、中小企業者が自己の事業に係る経営力等の向上、強化等を図るため、経営者又は従業者を研修会及び講習会等に派遣し、受講させる事業をいう。
- (5) 事業承継にかかる専門家招へい事業とは、市内の中小企業者が事業承継に向けて専門家から指導を受ける事業をいう。
- (6) 若手経営者による連携事業とは、50歳未満の経営者で法人の場合代表格を持つ者が、3者以上で連携して取り組む事業をいう。

## (対象となる補助事業者)

第3条 この要綱において補助金の対象となる補助事業者は、市内の中小企業者及びその団体、組合団体等並びに市長が認めた団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税に未納がある者
- (2) その他市長が適当ではないと認める者

(対象経費、補助金の額)

第4条 補助事業は、前条の補助事業者が行う事業とし、対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。ただし、国、県等からの補助金がある場合は、これを差し引いた額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、あきない人材育成事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は市長が別に定める。

(変更等の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件を付した場合において、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更し、補助事業を中止し、又は廃止するため市長の承認を受けようとするときは、あらかじめあきない人材育成事業補助金変更等承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(承認を必要としない軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の変更
- (2) 補助目的の変更を伴わない事業計画の軽微な変更

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書は、あきない人材育成事業補助金実績報告書(第3号様式)によるものとする。

- 2 前項の規定による報告は、規則第13条第2項に規定する日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 補助金の支払いは、交付すべき補助金の額補助金の額の確定があった後に行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、喜多方市財務規則(平成18年喜多方市規則第48号)の規定による概算払の手続きにより補助金を支払うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、

あきない人材育成事業補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整理等）

第11条 補助事業者は、補助金の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整備し補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業		対象経費	補助額 (千円未満切捨)
人材育成事業	研修会等の実施	会場借上料・物品 賃借料・宣伝広告 費・講師派遣等に 係る経費	対象経費の3分の1以内 の額とし、50万円を上 限とする。
	研修会等への参加	受講料・資料代	1人当たり3万円までは全 額、3万円を超える場合 は超過額の2分の1に3 万円を加算した額とし、 5万円を上限とする。 ただし、1事業者当り年 間15万円を上限とす る。
	事業承継にかかる 専門家招へい事業	講師謝礼	対象経費の2分の1以内 の額とし、10万円を上 限とする。
	若手経営者による 連携事業	講師謝礼	対象経費の2分の1以内 の額とし、10万円を上 限とする。